

委第 5 号 青森港長期構想検討業務委託 説明書

[変更]

青森県県土整備部港湾空港課発注の「青森港長期構想検討業務委託」について、簡易公募型プロポーザル方式（「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン（平成 27 年 11 月）（令和 3 年 3 月一部改定）」及び「建設関連業務の総合評価方式に関する運用の手引き（試行）（令和 4 年 7 月）」に準拠）に係る手続への参加希望者の募集は、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1. 公示日

令和 4 年 12 月 19 日

2. 担当部局

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目 1 番 1 号

青森県 県土整備部 港湾空港課 港湾計画・空港グループ

担当：工藤（くどう）、鎌田（かまた）、阿部（あべ）

T E L：017（734）9674（直通）

F A X：017（734）8194

3. 業務名

委第 5 号 青森港長期構想検討業務委託

4. 業務概要

1) 業務目的

本業務は、青森港を取り巻く状況及び各種課題等を整理し、青森港における概ね 20～30 年度を見据えた長期構想の策定に向けての各種検討を行うとともに、概ね 10～15 年後を目標とした港湾計画の改訂に向けた基礎調査を行い、これらの整理結果をもとに、青森港地方港湾審議会及び交通政策審議会港湾分科会に港湾計画改訂を諮るための資料作成を行うものである。

2) 主たる業務内容

（1）計画・準備

本業務を実施するにあたり、事前に業務の目的や内容を把握し既存資料を収集したうえで、業務の手順や実施に必要な事項を整理した業務計画書を作成する。

（2）長期構想調査

本調査は、青森港における概ね 20 年後を見据えた長期構想の策定に向けて、青森港を取り巻く各種課題等の整理を行うとともに、長期構想を検討するうえで前提となる各種の基礎検討をすることを目的とするものである。

※「青森港港湾計画基礎調査」に含まれている項目は除く。

①青森県及び我が国経済社会の新たな潮流と世界経済を取り巻く環境変化の把握・検討

A) 社会・経済情勢及び国民・県民生活の動向把握

概ね 20 年後の基本的な展開方向を描くため、その前提となる諸条件の動向把握と将来的な展望を行う。近年の国内及び地域情勢の変化を把握し、将来展望について考察を加え、経済産業や国民・県民生活に及ぼす影響について整理する。

B) 世界経済、日本の貿易構造の変化による青森県への影響及び動向把握

世界経済の動きや日本の貿易構造変化が青森県に与える影響について、現状分析及び将来的な動向把握・将来展望を行う。近年の世界経済（特に、貨物動向に影響を及ぼす東アジア）の動向を把握し、将来展望について考察を加え、経済産業や国民・県民生活に及ぼす影響について整理する。

（GDP、人口規模、貿易構造、資源・エネルギー需要構造 等）

C) 港湾を取り巻く諸情勢の検討

上記A)、B)における動向把握を踏まえ、青森県及び我が国の港湾を取り巻く諸情勢を整理する。国内及び世界の社会経済情勢の変化と将来展望や、産業や国民・県民生活に及ぼす影響についての検討を踏まえ、青森県及び国内の港湾を取り巻く諸情勢について整理する。

②青森港への要請と課題の整理

「青森港港湾計画基礎調査」を参考に、青森港の現状や港を取り巻く周辺動向、青森港に求められている要請等を踏まえ、青森港が果たすべき役割と取り組み課題について、機能毎に抽出・整理する。

③今後の展開方向の検討

青森港における長期的な展開方向として、港湾に求められる視点に対応する主要な施策、主要プロジェクトについて検討する。

A) 施設規模の算定

目標年次における基本フレームをもとに、主要施設規模、空間需要を算定する。

B) 空間利用計画の検討

現状の青森港の空間利用状況と分野別将来目標・主要施策を踏まえ、それぞれの相互関係にも留意しながら、青森港の長期空間利用の方向性（空間利用ゾーニング）を検討する。

この場合、臨海部だけでなく内陸部の土地利用にも配慮して、各機能が調和よく配慮されたゾーニングとする。

C) 機能別の整備プロジェクトの作成

機能毎に設定した主要施策の取り組み方向を示した具体的な整備プロジェクト案（ハード・ソフト対策）を検討する。

D) 長期構想実現に向けたロードマップの作成

C) で検討した整備プロジェクト等をもとに、青森港の役割・目標に向けた行動計画（＝ロードマップ）について、短期・中期・長期の時間軸に区分したうえで、機能毎に作成する。

④パブリックコメント

長期構想では、幅広い意見を聴取するためパブリックコメントを実施する。パブリックコメント実施にあたり、資料の作成及び提出された意見の取りまとめを行う。また、提出された意見の取り扱いについては、関係者等と十分協議し、必要に応じ計画に反映させることとする。なお、パブリックコメントは2回予定している。

⑤青森港長期構想素案の作成

長期構想検討委員会、パブリックコメント等を踏まえ、以下の項目を青森港の長期構想素案として作成する。

- ▷ 目指すべき方向
- ▷ 主要施設規模
- ▷ 空間需要
- ▷ 個別施設計画
- ▷ 空間利用構想（機能配置、ゾーニング）
- ▷ 青森港長期構想（素案）

（3）基礎調査・経済影響調査

本調査は、青森港港湾計画変更（改訂）に向けた基礎資料を作成することを目的とする。

※「青森港港湾計画基礎調査」に含まれている項目は除く

①港湾計画の基本フレームの作成

青森港の開発規模を検討するうえで前提となる将来の基本フレームについて、将来推計を行う。

A) 取扱貨物量の推計

各施設計画の規模の検討を行うに先立ち、青森港の目標年次における将来貨物量の公専別・荷姿別・輸移出入別・品目別のミクロ的推計を行う。

B) 船舶乗降客数の推計

過去の船舶乗降客数の推移を整理するとともに、船社へのヒアリング等をもとに木泡年時における船舶乗降客数の推計を行う。

②港湾施設規模の検討

目標年次における将来需要（取扱貨物量、入港船舶隻数、船舶乗降客数等）をもとに、主要施設規模、空間需要を検討する。

③臨港交通施設計画

港湾を取り巻く港湾道路の整備計画について整理・把握し、将来の港湾周辺交通体系を想定する。将来取扱貨物量等をもとに、交通量の推計を実施する。

将来交通量より臨港交通施設計画を提案する。

④土地利用計画の検討

将来需要に対応し、港湾を有効かつ適切に利用することができるよう、土地利用の区分について検討する。

（４）港湾計画改訂審議会資料作成業務

本業務は、前章までに整理した結果をもとに、青森港地方港湾審議会及び交通政策審議会港湾分科会に諮るための港湾計画書、港湾計画資料（その１）、港湾計画図の原稿を作成し、印刷製本を行うものとする。また、各検討根拠や関係書類については、業務資料として取りまとめることとし、その仕様は、調査職員と協議のうえ決定するものとする。

①港湾審議会関連資料の作成

審議会関連資料については、「港湾計画書作成マニュアル（港湾計画研究会）」「港湾計画の資料の作成マニュアル（港湾計画研究会）」の記載内容に基づき、以下の港湾計画書等の取りまとめを行う。

- ▷ 港湾計画書の原稿作成
- ▷ 港湾計画図の作成
- ▷ 港湾計画資料（その１）の原稿作成
- ▷ 港湾計画業務資料の作成

②印刷製本部数

印刷製本部数は以下の部数を作成するものとする。なお、地方港湾審議会はコピーで対応するものとし、必要部数は調査職員と協議のうえ決定するものとする。

- ▷ 港湾計画書 30 部
- ▷ 港湾計画図 30 部
- ▷ 港湾計画資料（その１） 30 部
- ▷ 港湾計画業務資料 5 部

（５）報告書作成

検討結果を整理し、報告書として取りまとめる。取りまとめ方法及び添付する資料については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。

（６）打合せ協議

本業務の打合せは、以下のとおり実施する。

- ▷ 打合せ終了後は速やかに打合せ記録簿を作成・提出する。
- ▷ なお、必要に応じて、適宜打合せを実施する。

3）技術提案を求める特定テーマ

本業務において、技術提案を求めるテーマは以下に示す事項とする。

（１）青森港における課題及び対応方針について

（２）青森港における既存の賑わい空間を考慮した魅力ある青森港を創出するための対応方針について

4）業務量の目安

本業務の業務量は 36,000,000 円程度（消費税及び地方消費税を含む）を想定している。

5) 履行期間

契約締結日の翌日（令和 5 年 3 月上旬予定）～令和 7 年 3 月 26 日（水）

6) 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時・中間時 6 回・成果品納入時を想定している。

7) 成果品

成果品は、共通仕様書で定める他、次のものを提出する。

(1) 電子媒体（CD-R 等）

▷ 報告書：CD-R 2 枚（報告書 1 部に 1 枚）

(2) 紙媒体（簡易なファイルに綴じたもの、図面含む）

▷ 報告書：2 部

(3) その他 調査員から指示があるもの

8) その他

(1) 本件業務の契約書は、「業務委託契約書」による。

(2) 提案に金額や単価等が含まれる場合は、見積書や積算内訳を添付すること。

(3) その他、関連情報を入手するための紹介窓口は、上記 2. の担当部局に同じ。

5. 技術提案書の提出者に要求される資格要件

本手続きに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないものであること。

2) 青森県財務規則（昭和 39 年 3 月青森県規則第 10 号）第 128 条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

3) 日本国内に本店を有していること。

4) 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和 58 年 2 月青森県規則第 6 号。以下「参加資格規則」という。）第 5 条の規定により、競争入札に参加する資格があると認定され、第 7 条第 1 項に規定する有資格者建設関連業者名簿の下記業種（業務内容）に登録されている者であること。

▷ 土木関係建設コンサルタント業務：港湾及び空港

また、当該業務に係る建設コンサルタント登録規程の認定を受けていること。

5) 過去 15 年間に次に掲げる同種の建設関連業務の履行実績（下請負人としてのものを除く。）を有すること。（ただし、共同企業体の構成員としての履行実績は、出資比率 20 パーセント以上の場合に限る。）

▷ 土木関連建設コンサルタント業務：港湾及び空港（ただし、港湾計画、人流・物流計画、経済調査に限る）で 30 百万円以上の履行実績

6) 次のいずれかの資格を有する管理技術書及び照査技術者を配置することができること。

管理技術者及び照査技術者

- ▷ 技術士・建設部門（港湾及び空港）
- ▷ 技術士・総合技術監理部門（建設一般並びに港湾及び空港）
- ▷ R C C M（港湾及び空港）

7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。

8) 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。

9) 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

10) 参加表明書の提出期限の日から契約の締結の時までの間に、青森県建設業者等指名停止要領（平成 2 年 6 月 28 日付青監第 633 号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を受けていないこと。

11) 参加資格規則第 5 条の規定により参加する資格があると認定された日から契約の締結の時までの間に、指名停止要領別表第 9 号から第 15 号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がないこと。

12) 警察当局から知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設関連業者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続していいないこと。

6. 技術提案書の提出者を選定するための基準

参加表明書の評価項目、評価基準及び評価のウェイトは以下のとおりとする。

表－1 技術提案書の提出者を選定するための基準

評 価 項 目		評 価 項 目 の 概 要	配 点	選定時 ウエイト	備 考
企 業 評 価	同種業務の実績(件数) 過去10年間(平成24年度～公示日)における同種 業務(※1)の実績	公共工事発注機関の同種業務の実績が5件以上	2.0	40%	
		公共工事発注機関の同種業務の実績が1件以上	1.0		
		上記以外	0.0		
	業務成績評定点 過去4年間(平成30年1月1日～令和3年12月31日) における県発注業務の成績評定点の平均点	成績評定点の平均点が81点以上	2.0		
		成績評定点の平均点が80点以上81点未満	1.5		
		成績評定点の平均点が79点以上80点未満	1.0		
		成績評定点の平均点が78点以上79点未満	0.5		
		成績評定点の平均点が78点未満	0.0		
		品質・環境マネジメントシステムの取組状況 ISO認定取得の状況(ISO9001、ISO14001)	ISO9001及びISO14001の認証を取得済み		1.0
	上記認証のうちいずれか1つを取得済み		0.5		
	上記以外		0.0		
	企業の地域精進度 過去5年間(平成29年度～公示日)における地域内 港湾関係業務(※2)実績	過去5年間における青森市内での業務実績あり	1.0		
		上記以外	0.0		
	企業の優良建設関連業務表彰の有無 (令和元年度～公示日)	国(東北地整管内)又は青森県からの表彰あり	1.0		
上記以外		0.0			
若手又は女性技術者の育成 若手技術者又は女性技術者を管理技術者 (又は担当技術者)に配置	管理技術者への配置	1.0			
	担当技術者への配置	0.5			
	上記以外	0.0			
企 業 評 価 計			8.0		
技 術 者 評 価	技術者の保有資格	技術士総合技術監理部門(建設部門:港湾及び空港)又は、 技術士建設部門(港湾及び空港)	2.0	60%	
		RCCM(港湾及び空港部門)	1.0		
		上記以外	0.0		
	技術者の同種業務の実績(件数) 過去5年間(平成29年度～公示日)の管理技術者 又は担当技術者としての同種業務(※1)の実績	公共工事発注機関の同種業務の実績が3件以上	2.0		
		公共工事発注機関の同種業務の実績が1件以上	1.0		
		上記以外	0.0		
	県発注業務の業務成績 過去4年間(平成30年1月1日～令和3年12月31日) の管理技術者又は担当技術者としての港湾関係 業務(※2)成績の実績	過去4年以内に81点以上の業務成績の実績がある	2.0		
		過去4年以内に79点以上の業務成績の実績がある	1.0		
		上記以外	0.0		
	技術者の優良建設関連業務表彰の有無 (令和元年度～公示日:管理技術者に限る)	国(東北地整管内)又は青森県からの表彰あり	1.0		
		上記以外	0.0		
	技術者の手持ち業務数 管理技術者及び担当技術者としての手持ち 業務数	0～2件	2.0		
		3～4件	1.0		
		5件	0.0		
継続教育の取組状況 管理技術者について、継続教育の推奨単位数 を満たしている	各団体の目標(推奨)単位数を満たしている	1.0			
	上記以外	0.0			
技術者の地域精進度 過去5年間(平成29年度～公示日)における地域内 での港湾関係業務(※2)実績	過去5年間の青森市内での業務実績あり	1.0			
	上記以外	0.0			
技 術 者 評 価 計			11.0		
合 計			19.0	100%	

※1 同種業務は、港湾調査・計画業務(ただし、港湾計画、人流・物流計画、経済調査に限る)とする。

※2 港湾関係業務とは、同種業務を含む港湾調査・計画業務とする。

7. 参加表明書の作成、提出及び記載上の留意事項

1) 参加表明書の作成方法

参加表明書の様式は、別添（様式－１～５、A４版）に示すとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

2) 提出期限、提出場所及び提出方法

(1) 参加表明書の提出は、以下による。

令和４年12月28日 午後５時までに担当部局へ提出

上記日時までに１部、港湾空港課港湾計画・空港グループ担当者へ提出する。

（持参、郵送等は問題ないが、電子メール等での提出は認めない）

(2) その他

要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

3) 各種資料の提出

以下の資料を提出すること。（本資料は両面印刷で支障ない）

▷ 参加表明書（様式－１）

▷ 添付資料一覧表（様式－２）

▷ 業務実施体制（様式－３）

▷ 企業評価に係る調書等（様式－４）

▷ 企業評価に係る評価項目を確認できる資料の写し

業務実績はテクリス等の写し、マネジメントシステムの取組状況は認証の写し、業務成績評定点は点数が確認できる資料の写し、若手又は女性技術者の育成は当該技術者の年齢・性別が確認できる資料の写しとする。

▷ 技術者評価に係る調書等（様式－５）

▷ 技術者評価に係る評価項目を確認できる資料の写し

管理技術者の保有資格は登録証等の写し、業務実績・手持ち業務はテクリス等の写し、業務成績評定点は点数が確認できる資料の写し、継続教育の取組状況は証明書の写しとする。

▷ その他評価項目内容を確認できる資料

4) 参加表明書の内容に関する留意事項

表－２ 参加表明書の内容に関する留意事項

記載事項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
参加表明書	- 参加表明書の提出者等に関する内容を記載する。 - 記載様式は様式－１とし、Ａ４版１枚に記載する。
業務実施体制	- 配置予定の管理技術者、照査技術者及び担当技術者を記載する。 - 他の企業等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力先及びその理由（企業の技術的特徴等）を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 - 記載様式は様式－３とし、Ａ４版１枚に記載する。
企業評価に係る調書等	- 参加表明者が過去に従事した「同種業務」の実績について記載する。記載する同種業務は、平成 24 年度以降公示日までに完了した業務とする。 - 同種業務とは、港湾調査・計画業務（ただし、港湾計画、人流・物流計画、経済調査に限る）とする。 - 港湾関係業務とは、同種業務を含む港湾調査・計画業務とする。 - マネジメントシステムの取組状況について記載する。 - 企業の地域精通度は、参加表明者が過去に従事した「青森市内の港湾調査・計画業務」の実績について記載する。記載する業務は、平成 29 年度以降公示日までに完了した業務とする。 - 企業の優良建設関連業務表彰の有無について、評価対象となる表彰は、令和元年度以降公示日までに表彰を受けたものとし、以下の表彰を対象とする。（それ以外の表彰は対象としない。） ▷ 青森県優良建設関連業務部長表彰 ▷ 青森県優良建設関連業務課長等表彰 ▷ 東北地方整備局優良業務局長表彰 ▷ 東北地方整備局優良業務事務所長表彰 - 業務種別が同区分（土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務等）の表彰を評価対象とする。 - 国からの表彰は、業務箇所（所管事務所）が東北管内のものに限り、評価の対象とする。 - 共同企業体として受注した業務の表彰は、出資比率に関わらず各構成員の表彰として対象とする。 - 若手又は女性技術者の育成は様式－３の①予定技術者の状況に記載する。 なお、「若手」とは、公示日において満 40 歳をむかえていない者とする。女性技術者の場合は、年齢を問わない。 - また、業務の履行にあたって技術資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。

	・ 記載様式は様式－４とする。
技術者評価 に係る調書 等	・ 配置予定の管理技術者の保有資格について記載する。 ・ 管理技術者が過去に従事した「同種業務」の実績について記載する。 記載する同種業務は、平成 29 年度以降公示日までに完了した業務とする。 ・ 管理技術者が過去に従事した青森県発注業務の成績評定点について記載する。 記載する業務は、平成 30 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までに完了した県発注業務とする。 ・ 技術者の優良建設関連業務表彰の有無について、評価対象となる表彰は、令和元年度以降公示日までに表彰を受けたものとし、以下の表彰を対象とする。（それ以外の表彰は対象としない。） 但し、表彰を受けた業務において、管理技術者であった場合に限る。 ▷ 青森県優良建設関連業務部長表彰 ▷ 青森県優良建設関連業務課長等表彰 ▷ 東北地方整備局優良業務局長表彰 ▷ 東北地方整備局優良業務事務所長表彰 ・ 業務種別が同区分（土木関係建設コンサルタント業務、建設関係建設コンサルタント業務等）の表彰を評価対象とする。 ・ 国からの表彰は、業務箇所（所管事務所）が東北管内の業務のみを評価対象とする。 ・ 管理技術者の手持ち業務について記載する。対象となる業務は、国又は青森県その他の公共工事発注機関が発注した業務とし、公示日において契約済みの当初契約額 3 百万円以上の建設関連業務（業務種別は問わない）とする。 ・ 共同企業体としての業務（当初契約額は出資比率により算定）も対象とする。 ・ プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。 ・ 管理技術者の継続教育の取組状況を記載する。目標（推奨）単位数及び取得年数の基準については各団体の定めによるものとし、過去 4 年間（H30. 4. 1～R4. 3. 31）のうち任意の 1 年間に取得した単位（ユニット）数を有効とする。 ・ 管理技術者の地域精通度は、過去に従事した「青森市内の港湾調査・計画業務」の実績について記載する。記載する業務は、平成 29 年度以降公示日までに完了した業務とする。 ・ 記載様式は様式－５とする。

5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応に対する留意点

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、本業務に関して以下のとおりとするので留意すること。

- (1) 企業評価及び技術者評価の「同種業務」「八戸市内の港湾関係業務」において、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（令和2年2月27日付国地契第44号、国官技第357号、国営管第384号、国営計第120号、国港総第83号、国空予管第807号、国空空技第520号、国空交企第371号、国北予第45号）及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について（依頼）（令和2年2月28日付青整企第236号）（以下「通知」という。）に基づく業務の一時中止等を行ったことにより公示日までに完成しない業務について評価の対象とする。

ただし、業務成績評定点を評価項目としている「青森県発注業務」は通知に基づく業務の一時中止等を行ったことにより公示日までに完成しない業務について評価の対象としない。

- (2) 通知に基づいて業務の一時中止等を行ったことにより完了が年度を越える業務のうち、新年度に行われる部分については手持ち業務としてみなさない。

6) 技術提案書の提出者の選定

技術提案書の提出者の選定は、“6.”の評価項目及び評価基準に基づいて評価を行い、参加表明者の提出者が多い場合は、技術提案書の提出者として評価の高い者から3～5者程度選定する。技術提案書の提出者として選定した者には令和5年1月12日までに選定通知書をもって通知する。

7) 非選定理由に関する事項

- (1) 技術提案書の提出者に選定されなかったものに対しては、選定されなかった旨とその理由を令和5年1月12日までに書面により通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知が到達した日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、担当部局に対して非選定理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により行う。
- (4) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - ①受付場所：2.に同じ
 - ②受付時間：午前9時から午後5時まで

8. 技術提案書を特定するための基準

技術提案書の特定をする際の評価のウエイトは、以下のとおりである。

表－3 技術提案書の提出者を選定するための基準

評 価 項 目			評 価 項 目 の 概 要		配 点	選定時 ウエイト	備 考	
技 術 者 評 価	資 格 ・ 実 績 等	技術者の保有資格	技術士総合技術監理部門(建設部門:港湾及び空港)		2.0	25%		
			又は、技術士建設部門(港湾及び空港)					
			RCCM(港湾及び空港)		1.0			
			上記以外		0.0			
		技術者の同種業務の実績(件数) 過去5年間(平成29年度～公示日)の管理技術者 又は担当技術者としての同種業務(※1)の実績	公共工事発注機関の同種業務の実績が3件以上		2.0			
			公共工事発注機関の同種業務の実績が1件以上		1.0			
			上記以外		0.0			
	成 績 ・ 表 彰	県発注業務の業務成績 過去4年間(平成30年1月1日～令和3年12月31日) の管理技術者又は担当技術者としての港湾関係 業務(※2)成績の実績	過去4年以内に81点以上の業務成績の実績がある		2.0			
			過去4年以内に79点以上の業務成績の実績がある		1.0			
			上記以外		0.0			
		技術者の優良建設関連業務表彰の有無 (令和元年度～公示日:管理技術者に限る)	国(東北地整管内)又は青森県からの表彰あり		1.0			
			上記以外		0.0			
		業 務 執 行 能 力	技術者の手持ち業務数 管理技術者及び担当技術者としての手持ち 業務数	0～2件			2.0	
				3～4件			1.0	
	5件				0.0			
	継続教育の取組状況 管理技術者について、継続教育の推奨単位数 を満たしている		各団体の目標(推奨)単位数を満たしている		1.0			
			上記以外		0.0			
	技術者の地域精通度 過去5年間(平成29年度～公示日)における地域内 での港湾関係業務(※2)実績		過去5年間の青森市内での業務実績あり		1.0			
			上記以外		0.0			
	技術者評価 計				11.0			
実 施 方 針 ・ 実 施 フ ロ ー ・ 工 程 表 ・ そ の 他	業 務 理 解 度 ・ 実 施 手 順	業務目的の理解度	評価する		1.0	25%		
			評価しない		0.0			
		業務条件の理解度	評価する		1.0			
			評価しない		0.0			
		業務内容の理解度	評価する		1.0			
			評価しない		0.0			
		実施手順の妥当性	評価する		2.0			
			評価しない		0.0			
		工程計画の妥当性	評価する		1.0			
			評価しない		0.0			
		技術力の担保・有益な代替案の合理性	評価する		2.0			
			評価しない		0.0			
		地域実情の理解度	評価する		2.0			
			評価しない		0.0			
	実施方針 計				10.0			

技術提案	特定テーマ1	的確性	業務上の与条件との整合性はあるか	記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている	2.0	50%	
				記載内容が適切である	1.0		
				記載内容が標準的である	0.0		
			事業の重要度を考慮した提案か	記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている	2.0		
				記載内容が適切である	1.0		
				記載内容が標準的である	0.0		
			内容が事業の難易度に相応しい提案か	記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている	2.0		
				記載内容が適切である	1.0		
				記載内容が標準的である	0.0		
		必要なキーワードが網羅されているか	記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている	2.0			
			記載内容が適切である	1.0			
			記載内容が標準的である	0.0			
		実現性	類似実績が明示されているか	記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている	2.0		
				記載内容が適切である	1.0		
				記載内容が標準的である	0.0		
			利用する技術基準及び資料が適切か	記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている	2.0		
	記載内容が適切である			1.0			
	記載内容が標準的である			0.0			
	提案内容が具体的かつ実現性の高いものになっているか		記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている	2.0			
			記載内容が適切である	1.0			
			記載内容が標準的である	0.0			
	提案内容に説得力があるか		記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている	2.0			
			記載内容が適切である	1.0			
			記載内容が標準的である	0.0			
	独創性	専門的知見に基づく新しい提案があるか	記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている	2.0			
			記載内容が適切である	1.0			
			記載内容が標準的である	0.0			
高度の検討・解析手法の提案があるか		記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている	2.0				
		記載内容が適切である	1.0				
		記載内容が標準的である	0.0				
特定テーマ1 小計			20.0				
特定テーマ2			特定テーマ1と同じ内容で評価	20.0			
技術提案 計			40.0				
合 計					61.0	100%	

※1 同種業務は、港湾調査・計画業務（ただし、港湾計画、人流・物流計画、経済調査に限る）とする。

※2 港湾関係業務とは、同種業務を含む港湾調査・計画業務とする。

9. 技術提案書の作成、提出及び記載上の留意事項

1) 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は、別添（様式－6～9、A4版）に示すとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

2) 技術提案書提出期限、提出場所及び提出方法

(1) 提出提案書の提出は、以下による。

令和5年2月3日 午後5時までに担当部局へ提出
提出は、上記日時までに1部、港湾空港課港湾計画・空港グループ担当者へ提出する。
(持参、郵送等は問題ないが、電子メール等での提出は認めない)

(2) その他

要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

3) 各種資料の提出

以下の資料を提出すること。(本資料は両面印刷で支障ない)

- ・技術提案書（様式－6）
- ・業務の実施方針、実施フロー、工程計画（様式－7）
- ・特定テーマに対する技術提案（様式－8、様式－9）
- ・参考概算見積（自由様式）

4) 技術提案書の内容に関する留意事項

技術提案書の内容に関する留意事項を以下に示す。

表－4 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
技術提案書	・記載様式は様式－6とする。
実施方針等	・本業務に関する実施方針・実施フロー・工程計画その他事項を記載する。 ・記載様式は様式－7とし、A4版1枚に記載する。
特定テーマ に対する 技術提案	・4. 3) に示した特定テーマに対する意見を具体的かつ簡潔に提案する。 ・記載に当たり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、写真を用いることは支障ない。(ただし、引用文献等は添付しない。) ・記載様式は様式－8、9とし、特定テーマ毎にA4版2枚以内に記載する。 (枚数の多寡による評価はしないため、テーマ毎にA4版1枚でも支障ない。)
参考概算 見積	・本件業務に係る参考見積を提出すること。 ・参考見積価格は、提示した業務規模と大きくかけ離れていないことを確認するために用いる。

5) ヒアリング

以下の通りヒアリングを行う。詳細は、技術提案書の提出者に対し連絡する。

- (1) 実施場所：青森県庁
- (2) 実施予定日：令和5年2月10日
- (3) 出席者：配置予定管理技術者

6) 技術提案書の特定

技術提案書の特定は、“8.”の評価項目及び評価基準に基づいて評価を行い、評価の合計点が最上位であるものを1者特定する。技術提案書を特定した者には令和5年2月16日までに特定通知書をもって通知する。

※各項目の評価点は審査者3名の得点の平均に特定時ウエイトの率を乗じたもの
(少数第二位未満四捨五入)とする。

7) 非特定理由に関する事項

- (1) 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由を令和5年2月16日までに通知する。
- (2) 上記①の通知を受けたものは、通知が到達した日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、担当部局に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記②の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により行う。
- (4) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - ①受付場所：2. に同じ
 - ②受付時間：午前9時から午後5時まで

10. その他の留意事項

- 1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- 2) 契約保証金：業務委託料の10分の1（500万円以下の場合は100分の5）以上の額。ただし、青森県財務規則第159条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- 3) 契約書作成の要否：要
- 4) 無効となる参加表明書又は技術提案書
参加表明書又は技術提案書が次の条件のいずれかに該当する場合には無効となることがある。
 - (1) 提出方法、提出先、受領期限に適合しないもの。
 - (2) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
 - (6) 虚偽の内容が記載されているもの。

5) その他

- (1) 参加表明書（添付書類を含む。以下同じ。）及び技術提案書の作成、提出等に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案書の特定以外に無断で使用しないものとする。
- (3) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことができる。
- (4) 提出された書類は、特定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成することがある。
- (5) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した予定技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。
- (6) 提出された参加表明書及び特定した技術提案書は返却しない。特定しなかった技術提案書は、技術提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。
- (7) 特定された者の会社名等は公表する。
- (8) 提出された技術提案書は公正性、透明性、客観性を期するため、公表することがある。
- (9) 技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することとはできない。
- (10) 業務説明書に対する質問は文書（様式－１０ ワードファイル）により行うものとし、電子メールで受け付ける。回答は、質問者に対してＦＡＸにより行い、回答内容は、質問した会社名を伏せてホームページにも公表する。

・参加表明者に係る質問期間

令和４年１２月２０日～令和４年１２月２３日

（上記期間の土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前９時～午後５時）

・上記の回答期間

令和４年１２月２０日～令和４年１２月２６日

・技術提案書に係る質問期間

令和５年１月１３日～令和５年１月２６日

（上記期間の土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前９時～午後５時）

・上記の回答期間

令和５年１月１３日～令和５年１月３１日

- ・ 質問先

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県 県土整備部 港湾空港課 港湾計画・空港グループ

担 当：工藤(クワ)、鎌田(カマタ)、阿部(アベ)

T E L：017（734）9674（直通）

F A X：017（734）8194

e-mail：kowan@pref.aomori.lg.jp

- ・ 閲覧場所

青森県港湾空港課ホームページ及び青森県建設業ポータルサイト